4	(1)　北海道札幌市中央区大通東６―12　(73.20) (2)　北海道札幌市西区平和439　(1013.00)	北緯43度03分49秒東経141度21分57秒の地点と北緯43度03分56秒東経141度20分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　北海道函館市千歳町13―１　(52.20) (2)　北海道函館市富岡町３―21―１　(85.30)	北緯41度46分25秒東経140度44分13秒の地点と北緯41度48分41秒東経140度45分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　北海道旭川市６条通６丁目27番地　(156.30) (2)　北海道旭川市豊岡６条７丁目４番32号　(194.00)	北緯43度46分16秒東経142度21分37秒の地点と北緯43度45分47秒東経142度24分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　東京都墨田区押上１―１―２　(427.90) (2)　埼玉県さいたま市桜区新開３―161―１　(116.20)	北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点と北緯35度50分52秒東経139度37分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都墨田区押上１―１―２　(412.90) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(59.70)	北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点と北緯36度04分05秒東経139度37分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　東京都墨田区押上１―１―２　(412.90) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047―１　(59.70)	北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点と北緯36度04分15秒東経139度37分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　福岡県北九州市小倉北区紺屋町13―１　(48.10) (2)　福岡県北九州市八幡東区大字大蔵字西河内2664―１　(635.90)	北緯33度52分50秒東経130度53分07秒の地点と北緯33度52分23秒東経130度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　福岡県福岡市早良区百道浜２丁目３番26号　(159.00) (2)　福岡県筑紫郡那珂川町大字五ケ山字九千部643番地　(846.60)	北緯33度35分36秒東経130度21分05秒の地点と北緯33度34分54秒東経130度21分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道旭川市宮前通東4155―31　(146.00) (2)　北海道上川郡朝日町朝日事業区109林班３小班　(786.50)	北緯43度45分27秒東経142度22分21秒の地点と北緯43度47分25秒東経142度24分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道岩見沢市７条東９丁目　(88.00) (2)　北海道三笠市桂沢　(638.00)	北緯43度12分17秒東経141度46分40秒の地点と北緯43度12分33秒東経141度47分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県東松島市矢本字板取85番地　(31.70) (2)　宮城県石巻市三輪字寄藤６　(417.90)	北緯38度25分00秒東経141度13分40秒の地点と北緯38度29分18秒東経141度20分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　茨城県水戸市笠原町978番６　(77.00) (2)　茨城県つくば市字筑波１　(882.00)	北緯36度20分27秒東経140度26分43秒の地点と北緯36度13分35秒東経140度06分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　茨城県水戸市笠原町978番６　(87.00) (2)　茨城県常陸太田市町屋町字富士山　(638.00)	北緯36度20分27秒東経140度26分43秒の地点と北緯36度37分13秒東経140度35分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　栃木県宇都宮市塙田１―１―20　(180.40) (2)　栃木県宇都宮市今里町1447―２　(445.50)	北緯36度34分01秒東経139度52分59秒の地点と北緯36度36分27秒東経139度52分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道岩見沢市９条西１―12―１　(56.00) (2)　北海道砂川市南吉野町137　(90.00)	北緯43度11分53秒東経141度46分16秒の地点と北緯43度13分54秒東経141度47分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　愛知県岡崎市戸崎町字大道東７　(87.80) (2)　愛知県碧南市港南町２―８―２　(109.00)	北緯34度56分19秒東経137度09分44秒の地点と北緯34度50分13秒東経136度57分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岡山県赤磐市西中字西山1636―309　(481.00) (2)　兵庫県相生市若狭野町若狭野字金懸233―45　(316.00)	北緯34度45分05秒東経133度58分22秒の地点と北緯34度49分27秒東経134度24分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　兵庫県赤穂市周世字船戸1297―38　(189.00) (2)　兵庫県相生市若狭野町若狭野字金懸233―45　(316.00)	北緯34度48分20秒東経134度25分25秒の地点と北緯34度48分26秒東経134度25分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度48分28秒東経134度25分19秒の地点と北緯34度48分36秒東経134度25分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度48分44秒東経134度25分06秒の地点と北緯34度49分26秒東経134度24分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域